

## 滋賀県地域情報化推進会議データ連携基盤ワークショップ等事業委託業務

## プロポーザル選定業者決定基準

## 1 評価実施機関

- (1) 評価は、「滋賀県地域情報化推進会議データ連携基盤ワークショップ等事業委託業務選定審査会」（以下「審査会」という。）が実施する。
- (2) 審査会は、参加資格者から提出された提案書について、この「選定業者決定基準」に基づき選定を行い、契約予定者を決定する。

## 2 評価項目および配点

番号	評価項目	評価内容	配点
1	目的の理解	本事業の趣旨を理解し、事業目的に沿った提案となっているか。	20
2	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制は業務を確実に遂行できるものであるか。</li> <li>・実施スケジュールは、仕様書に定める内容を遂行するのに適切なものになっているか。</li> <li>・データ連携基盤やデータの利活用に関し、本業務を実施するに相応しい専門的知見を有しているか。</li> </ul>	20
3	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強会について、滋賀県の社会課題を踏まえた上での内容になっているか</li> <li>・ワークショップについて、提案された3つのテーマは、滋賀県における社会課題を的確にとらえたものになっているか</li> </ul>	40
4	費用	<p>○予定価格内（税込）で見積価格は低額か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・80%未満 10点</li> <li>・80%以上 85%未満 8点</li> <li>・85%以上 90%未満 6点</li> <li>・90%以上 95%未満 4点</li> <li>・95%以上 100%以下 2点</li> <li>・100%超 失格</li> </ul>	10
5	追加提案	<p>本事業の趣旨・目的を理解し、より効果的に実施するための独自の提案がなされているか。</p> <p>なお、追加提案を記載する場合、提示する見積の範囲内で実施すること。</p>	10
			100

### 3 評価および配点の方法

- (1) 有効な提案書に基づく提案者のプレゼンテーションを元に、「2 評価項目および配点」により提案内容を評価し、各評価項目の配点を決定する。
- (2) プレゼンテーションにおいて、提案書に記載されていない内容の提案があった場合、その提案は評価の対象とはしない。

### 4 契約予定者の決定方法

各評価項目の配点の合計点を算定した後、次の方法で契約予定者を決定する。

- (1) 合計点の高い提案者から順位を付け、第1位の提案者を契約予定者とする。
- (2) 合計点が同点の提案者があるとき
  - ア 合計点から費用に係る配点を除いた点数が高い提案者から順次上位の順位を付ける。
  - イ 合計点から費用に係る配点を除いた点数が同じ場合、「見積価格」の合計額が低い者から順次上位の順位を付ける。
  - ウ 合計点から費用に係る配点を除いた点数および「見積価格」の合計額が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない参加資格者があるときは、執行事務に関係のない滋賀県地域情報化推進会議事務局職員に、これに代わってくじを引かせ順位を決定する。

### 5 評価の対象外となる場合

滋賀県地域情報化推進会議事務局の事前の審査の結果、次に該当する提案書は無効となり、審査会による選定の対象外となる。

- (1) 提出者が参加資格者でない場合
- (2) 提出期間を過ぎて提出された場合
- (3) 提出物に必要な記載事項が確認できない場合
- (4) 仕様書の要件項目（任意の提案項目を除く）のうち実施しない、あるいはできないとする項目がある場合
- (5) 仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合